

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年3月5日

収支等命令者

佐賀県立多久高等学校長 大島 安博

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 委 託 名 | 令和8年度 佐城北地区消防用設備保守点検業務委託 |
| (2) 委託業務場所 | 別紙仕様書による |
| (3) 業 務 内 容 | 別紙仕様書による |
| (4) 委 託 期 間 | 別紙仕様書による |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6～8年度の消防用設備等点検整備業務に係る入札参加資格を入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店を有し、県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数 50 人以上の者。誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札者という。」）は、「入札参加届」（別紙様式第 1 号）と「営業概要書」（別紙様式第 2 号）を令和 8 年 3 月 1 2 日（木）16 時 00 分までに下記の担当校に持参又は郵送（同期限までに必着）すること。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

※担当校

郵便番号 846-0002 多久市北多久町大字小侍 23

佐賀県立多久高等学校 事務室

電話 0952-75-3191 FAX 0952-71-9001

Email: takukoukou@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

前記 3 の担当校と同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和 8 年 3 月 5 日（木）から令和 8 年 3 月 1 7 日（火）までの期間、佐賀県教育委員会ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/default.html>) に掲載する。もしくは、前記 3 の担当校で随時交付する。

なお、危機管理上の理由により学校配置図は掲載しないので、必要な場合は前記 3 の担当校で全校分を随時交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。なお、現場確認が必要な場合は、各学校で対応するので、それぞれの学校へ確認すること。

(4) 入札日時及び場所等

ア 日 時 令和 8 年 3 月 1 7 日（火）15 時 00 分

イ 場 所 多久市北多久町大字小侍 23
佐賀県立多久高等学校 応接室 1, 2

ウ 入札方法 入札者の直接持参又は郵送による入札。

入札書の郵送については、書留郵便とし、令和8年3月16日（月）16時00分までに上記イに必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は、無効とし、開封しません。また、封筒に「令和8年度 佐城北地区消防用設備保守点検業務委託入札書在中」と朱書きしてください。

(5) 入札に関する事項

入札は、入札書（別紙様式第4号）により、本人又は代理人が行うこと。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙様式第3号）を提出すること。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期をすることもあるので、事前に前記3の担当校に確認すること。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除とする。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除とする。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負

担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

オ 総額による最低価格をもって落札価格とする。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに入札辞退届（別紙様式5号）を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(8) 留意事項

この公告に掲げる入札及び契約は、当該業務に係る令和8年度予算が成立しない場合は行わないものとする。この場合は、佐賀県教育委員会のホームページにより公告する。